

保護者様

足立区教育委員会  
教育長 大山 日出夫

## 5類移行後の新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

日頃より足立区教育委員会並びに学校の教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類となり、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。これ受けまして、標記の件について、以下のとおり取り扱いますのでお知らせいたします。ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## 1 感染対策について

- (1) 5月8日以降は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき対応してまいります。
- (2) 基本的な感染対策の継続
- ア 適切な換気、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策は引き続き実施します。
- イ 登校前には各自健康観察を行い、発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校しないようお願いいたします。
- ※ なお、学校教育活動において、マスクの着用を求めないことが基本です。また、学校給食の場面において「黙食」は必要ありません。

## 2 出席停止について

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年5月8日から施行されることを受け、出席停止基準について以下のとおり取り扱います。

	変更前	変更後（5月8日以降）
お子さまが 新型コロナウイルス感染症に感染	療養期間が終了するまで (保健所や医療機関等から指示された期間、指示がない場合は国で定められた期間)	・発症した後5日を経過し、かつ、 症状が軽快した後1日を経過するまで ・無症状の場合は、検査日から5日 を経過するまで
お子さまが 濃厚接触者	陽性者と最後に接触した日を0日として翌日から5日間	特定なし * 感染の疑いがある場合等は、通学先の学校へご相談ください
感染に不安があるためお子さまを休ませたい	校長判断 (校長判断で欠席としない等の対応を行いますので、各学校へご相談下さい)	変更なし

## ※ 留意事項

- ・ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算してください。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用が推奨されます。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・

偏見等がないようにお願いします。

(2) 登校許可証について（右側参照）

新型コロナウイルス感染症にかかった後、登校を再開する場合は、保護者記入の「登校・登園・登室届」の空欄に「新型コロナウイルス感染症」と記入し、学校へ提出していただくようお願いいたします。

切り取り		足立区医師会 足立区 足立区教育委員会
登校・登園・登室届（保護者が記入）		
医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し、全身状態が良好
2	麻疹風疹症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し、全身状態が良好
	<b>新型コロナウイルス感染症</b>	
（提出先）	学校・園・学童室	年 組 児童・生徒 氏名
発症した病名		
通院した期間	月 日～ 月 日	登校・登園・登室可能と判断された日 月 日
上記の通り和紙ありません	年 月 日	保護者名
		平成27年4月1日改訂

3 学級閉鎖等の基準について

学校において、次のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、5日程度（土日祝日含む）学級閉鎖とします。

- ① 同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合
- ② その他、足立区教育委員会で必要と判断した場合

\* 学級閉鎖を実施した場合、区のホームページに公表いたします。

【問い合わせ】

学務課 学校保健係 電話 03-3880-5971  
（ 欠席連絡等は通学先の学校へ連絡してください ）